

訂正 「2 未処理及び処理遅延の状況（1）」の総額の記載

に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

訂正前：214,872円 ⇒ 訂正後：214,217円

令和2年7月10日

報道発表資料

上下水道局 中部サービスセンター宮本 044-200-3121

水道料金及び下水道使用料の福祉減免等の不適切な処理及び決裁印の不正使用等について

水道料金及び下水道使用料の福祉減免等について、不適切な処理及び決裁印の不正使用等があったことが判明しましたので、報告いたします。

1 概要

水道料金等減免申請書（兼資格喪失届）（以下「減免申請書」という。）は、申請者から各区の福祉関係部署に提出された後に上下水道局の各サービスセンターに送付され、同センターにおいて申請内容を確認の上、申請者に減免適用の可否を通知し、水道料金及び下水道使用料の基本料金等を減免しております。

令和2年6月12日（金）に、当局南部サービスセンター内の袖机から決裁に不備のある減免申請書（昨年度受理分）が発見され、未処理又は処理遅延の状態であったことから、当時の担当者（現中部サービスセンター勤務）に確認したところ、さらに所内他の場所からも未処理の減免申請書が発見されるとともに、当該職員の供述などから、上司に対し業務の進捗状況について虚偽報告していたこと、上司の不在時に許可なく勝手に決裁印を持ち出し押印していたこと、上司の決裁印と類似した印章を自ら調達し押印していたことが判明しました。

同様のケースがないか点検したところ、当該職員の減免申請書の処理済ファイルからも決裁印の不正使用等や処理遅延が確認され、その他の書類についても未処理が確認されました。

また、当該職員の今年度の異動先である中部サービスセンターにおいても、担当した減免申請書の処理遅延等が確認されました。

2 未処理及び処理遅延の状況

（1）減免申請書の適用漏れ

- ア 南部サービスセンター 53件（未処理5件、処理遅延48件）
- イ 中部サービスセンター 3件（処理遅延）

214,217円

総額 ~~214,872円~~

（2）減免申請書の廃止漏れ

- ア 南部サービスセンター 17件（未処理4件、処理遅延13件）

総額 64,872円

（3）水道休止手続の未処理

- ア 中部サービスセンター 1件

(4) その他未処理（南部サービスセンター）

施行不能理由報告書 15件

メーター関連書類 19件

3 原因

当該職員の責任感が欠如していたこと、虚偽報告や決裁印の不正使用等により減免申請書等の未処理及び処理遅延を発見できなかったこと、決裁印の管理方法に問題があったこと、未処理及び処理遅延となっている書類について保管方法やチェック体制に不備があったことにより本件が発生いたしました。

4 影響

(1) 減免申請書の適用漏れに伴う水道料金及び下水道使用料の還付手続

1件当たり1,309円～9,240円

(2) 減免申請書の廃止漏れに伴う水道料金及び下水道使用料の追加徴収手続

1件当たり2,618円～6,160円

5 対応

影響のあるお客さまへ説明及び謝罪をするとともに、未処理及び処理遅延による水道料金及び下水道使用料の還付及び追加徴収について手続をいたします。

6 再発防止策

(1) 決裁印の管理について、改めて注意喚起を図ります。

(2) 未処理及び処理遅延が生じないように、書類の保管方法の改善を図るとともに、進捗管理の改善を図ります。

(3) 職員の服務に関する研修を実施します。

【問合せ先】

7月10日 川崎市上下水道局サービス推進課

電話044-200-3121

7月13日以降 川崎市上下水道局南部サービス
センター

電話044-544-5433

担当：今井